

種子島ひまわり子どもの家

契 約 書

児童に対し親権を負う保護者（以下「甲」という。）と、児童を受け入れ監護する者、大川るみこ（以下「乙」という。）は、次の通り契約を締結する。

なお、本契約は相互理解と信頼を基本とし、あくまでも誠意をもって前向きに努力するということから出発したものであることを前提とする。

（目的）

第1条 種子島ひまわり子どもの家に居住を希望する児童を受け入れ、地元の児童と共に健全な教育を図り、相互の教育効果を高めることを期待し、種子島での生活を円満に遂行することを目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 1、児童の受け入れについては、児童福祉の理念に基づき、二者間で誠意をもってこれにあたるものとする。

2、乙は、児童を家族同様に接し、深い愛情と理解をもって育み、健全なる心身を養育するために努めなければならない。

（受け入れ児童、および期間）

第3条 受け入れる児童は、義務教育対象年齢児童とする。

（費用）

第4条 1、甲は児童の委託料（給食費、PTA会費、学校教材費、食費、下宿、活動費を含む。）として一人当たり月額13万円（税込）を毎月乙の指定する口座に支払う。

指定口座

ゆうちょ銀行 記号17810-2 番号 02167381

大川 るみこ

2、学校に関する被服費、医療費、通信費、遊具類費、臨海、遠足、旅行費用、および小遣いは甲の負担とする。

この概算費用を前納し、毎学期末に清算する。

(留学手続きなど)

第5条 1、住居の移住、転学に対する必要な諸手続きは、乙の協力を得て甲が行うものとする。

2、学校の長期休暇、または特殊な事情が生じた場合は、乙は児童を甲のもとに帰省させるかまたは引き取らせることができる。

3、留学生活において生活全般に対して、甲は乙に一任することとする。

4、乙が児童との連絡は原則月一回、電話で30分、毎月最終週の土曜日とする。

乙が甲に連絡する場合はこの限りではない。

(連携及び責任)

第6条 甲は乙の親権者であり、本契約締結によって児童の扶養のすべてを乙にゆだねるものではなく、乙が誠意を持って通常の保護を行っている中で、次に掲げる事項等の問題が生じた場合は、乙は甲との連携を密にして対応するが、最終的な責任は甲が負うものとする。

(1) 児童が急病あるいは事故等により、身体に異常が生じた時、乙は直ちに医師または医療機関に診察を依頼し、その他必要な処置をとるとともに甲に連絡する。

(2) 児童に急病等、予期せず重大な事故が発生した時には、乙は必要適切な処置をとるとともに甲に連絡する。

(3) 児童の養育に関し、困難な問題が生じたとき、または生じる恐れがあるときは乙は甲に連絡協議する。

(4) 児童が、故意または不測の事故を起こしたときは、乙は甲に連絡する。

(5) 児童が予防接種等を受ける場合の保護者の承諾については、甲の意思を確認し、乙が対応するものとする。

(契約の解消)

第7条 次の各号に該当するときは、甲、乙が協議して、本契約を解消することができる。

(1) 乙が誠意を持って善良な看護を行っているにもかかわらず、児童の不良行為等により、乙が看護を続けることが困難になったとき。

(2) 甲が児童に必要な経費の納入を怠ったとき。

(3) その他、本契約による必要な履行を継続しがたい事由が生じたとき。

(事故に対する措置)

第8条 不慮の事故に備えるために、甲は必要な保険に入ることを義務付けることとする。

